

山口県報

平成23年
5月10日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

公告
特定非常利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………三
県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画画書の縦覧 (農村整備課)……………三
教委公告
一般競争入札の実施……………三
人委公告
平成二十三年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………八
平成二十三年度山口県保健師採用試験の実施……………二

山口県告示第二百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年五月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課並びに宇部市市民環境部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。



平成二十三年五月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 太陽石油株式会社
住 所 東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 太陽石油株式会社山口事業所
所 在 地 宇部市大字西沖ノ山字西沖一三番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法
	能 力 (t/時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	
三七一口	二、四七二	(既)	年 月 日	使 用 開 始 予 定 日
備考 「三七一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。				
		連 続	間 隔 時 間	使 用 時 間 隔 隔 日 当 た り の 使 用 時 間
		二 四 時 間		変 動 の 概 要

排水処理施設	排水槽		排水ろ過施設		種類	項目	汚水の値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)												
	処理後	処理前	処理後	処理前			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)											
"	"	"	"	"	七	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	八・五	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一五・七	"	一九・七	"	二二	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一九・三	"	"	"	二二・七	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二二・五	"	"	"	七・五	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	二〇	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・八	〇・九	"	"	"	検出せず	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	四・六	"	六・三	"	七・六	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	六・六	"	九・四	"	二二	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一・〇七	"	一・二九	"	一・五	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一・五九	"	一・九四	"	二・一五	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二・七九九	"	一・六六〇	"	一・〇四六	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	三・〇七八	"	一・八二六	"	一・一六三	通	常	最	大	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	排水槽	排水ろ過施設	種類	構造	能力	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概略的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
														水素イオン濃度 (水素指数)
"	製鉄	鋼鉄製	鉄筋コンクリート	製	四・三三三 (t/日)	ろ過	連続	二四時間	変動なし	(既)	"	"	"	"
"	九・三六〇 (m ³ /日)	中和・沈殿・油分離	沈殿	"	二・五〇〇 (m ³ /日)	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考	種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	室 態	の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
三七一口	七	八・五	二二・七	七・七	二〇	七・七	二二	一・五二
七	六	二二・七	二二・七	七・七	二〇	七・七	二二	二・二五
"	"	"	"	"	"	"	"	"

(一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
七	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大
八・五	八・六	一五・七	一九・三	二二・五	二〇
〇・八	〇・八	四・六	六・六	一・一	一・六
	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大
	二・七九	三・〇七			



(二四七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年六月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年五月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年四月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 日中経済文化交流協会

代表者の氏名 田村 充正

主たる事務所の所在地 下関市竹崎町三丁目五番一九号

三 定款に記載された目的

今後の東アジアの成長を踏まえ、日中間の政治システムの違いを越え、日本と中国の経済や文化の更なる交流促進に努め、真の日中友好関係の構築に寄与すること。

(二四八) 県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営下関南部地区農村振興総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項におい

て準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年五月十日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営下関南部地区農村振興総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年五月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年五月十日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

図書館ネットワークシステム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 使用期間
平成二十四年二月一日から平成二十九年一月三十一日までの間
- (四) 使用場所
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 政令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (五) 平成二十三年五月十日から同年六月二十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (六) 平成二十年四月一日から平成二十三年六月二十三日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。
 - (七) 山口県図書館情報ネットワークシステム更新業務総合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市後河原一五〇番地の一 山口県立山口図書館
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県立山口図書館において交付する。

- 五 入札の方法
この入札は、政令第六十七條の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。
- 六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県立山口図書館
 - (三) 受領期限
平成二十三年六月二十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年六月二十三日午後二時)
- 七 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市後河原一五〇番地の一 山口県立山口図書館第一研修室
 - (二) 日時
平成二十三年六月二十三日午後二時
- 八 入札保証金
免除する。
- 九 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十 落札者決定基準
 - (一) 総合評価基準
落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。
 - (二) 審査基準
1 価格に関する提案の評価
提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価

点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価

提案書に記載された全体計画及び技術的能力、システムの要件、システムの機能及びシステムの保守管理に係る提案について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画及び技術的能力、システムの要件、システムの機能及びシステムの保守管理に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び機能評価（システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 千点
- (2) 機能評価 千点

全体計画及び技術的能力 百点

システムの要件 百点

システムの機能 七百分

システムの保守管理 百点

4 適否判定

山口県図書館情報ネットワークシステム更新業務総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

- (一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の（一）の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

- (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当者

山口県立山口図書館長 長田 真吾

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (三) 契約書の作成の要否

要

- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十三年五月三十一日午後五時十五分までに山口県立山口図書館に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十三年六月七日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

- 2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

- 3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

契約保証金

免除する。

- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

- (七) 詳細については、山口県立山口図書館（電話〇八三一九二四一一一一）に問い合わせる。

十三 Summary

- (1) Branch office in charge of the contract: Yamaguchi Prefectural Library

- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Network System of Library

- (3) Use term: From February 1, 2012 to January 31, 2017

- (4) Use place: The place designated by person in charge of the contract

- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Library (TEL 083-924-2111)

- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., June 22, 2011 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., June 23, 2011)

別表第一

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	図書館ネットワークシステムの再構築及び借入れに至る背景や課題を十分に理解し、再構築及び借入れの目的並びにシステムの保守及び管理についての提案の趣旨が明確に記述されていること。
計画の策定	/ 計画の内容について、仕様書の内容を満たす提案であること。

全体計画及び技術的能力	<p>進捗管理</p> <p>実現の方式</p> <p>品質保証</p> <p>業務に従事する者の経験及び資格等</p> <p>業績及び資格等</p> <p>その他の提案</p> <p>システムの概要</p> <p>システムの拡張性及び柔軟性</p> <p>他のシステムとの連携</p> <p>セキュリティ対策</p>	<p>2 適正かつ効率的な作業の日程が提案されていること。かつ、設計を開始する時からシステムを安定的に移動させること。時までの工程の考え方や日程が明確に記入されていること。</p> <p>1 仕様書に定める機能、仕様等を実現する方式について、具体的に提案されていること。</p> <p>2 提案されている方式の優れている点について明確に記述されていること。</p> <p>3 提案する図書館ネットワークシステムにおける実績が記述されていること。館と同等の規模の図書館における利用の実績が記述されていること。</p> <p>仕様書に定める機能、仕様等に係る品質の定義及び管理について、責任制を含めて具体的に提案されていること。</p> <p>システムを設計し、及び構築する時からシステムを安定的に移動させることができるまでの間に業務に従事する者（各工程において、本業務に50パーセント以上従事することが見込まれる者に限る。）の所属部署、役職、資格、経歴、実績及び担当業務が記述されていること。</p> <p>1 国際標準化機構が定めるISO9001等の認証の取得について記述されていること。</p> <p>2 セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。</p> <p>3 都道府県立した図書館から委託を受けてシステムの構築に関する業務を円滑に施行した実績が記述されていること。</p> <p>仕様書に定める機能、仕様等以外の機能、仕様等に関する提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。</p> <p>1 図書館ネットワークシステムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方及び特長が明確かつ簡潔に記述されていること。</p> <p>2 図書館ネットワークシステムに関するソフトウェアの設定の条件、選定の理由、冗長化等の障害対策によりシステムを稼動させることなど信頼性が確保されていることが明示される上で仕様書に定められていること。</p> <p>3 応答時間、処理時間等を実現するために十分な性能を有していることが証明されていること。</p> <p>4 図書館ネットワークシステムの具体的な実現方法等について記述されていること。</p> <p>図書館ネットワークシステムの拡張性及び柔軟性について、仕様書に掲げる事項に留意して創意工夫した点及び具体的な解決策が記述されていること。</p> <p>国立国会図書館、公立図書館、学校に附属する図書館その他の国内外の図書館株式会社図書館流通センター等のMARCの作成及び提供を行っている機関等と共同し、及び連携して業務が行うことができよう、他のシステムとの連携について提案されていること。</p> <p>システムへの不正アクセス及び悪意のある攻撃から図書館ネットワークシステムの構築と運用上の対策とを区分して具体的に提案されていること。</p>
-------------	---	--

データの移行	機能の概要	<p>図書館ネットワークシステム構築上の対策と運用上の対策とを区分して具体的に提案されていること。</p> <p>仕様書において実現することが必須とされている機能について、当該機能を実現することができない場合には、その旨が明示され、当該機能の代替する運用方法等が提案されていること。</p> <p>2 機能ごとの主要な出力帳票及びデータ抽出の機能は、当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>3 仕様書に定める出力帳票及びデータ抽出の機能は、当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>1 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>2 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p>
データの移行	共通管理業務	<p>1 業務シナリオに記述されていること。等について、製品の名称、選定した理由及び特長が明示されていること。</p> <p>2 提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に記述されていること。</p> <p>3 仕様書に記述されていること。</p> <p>1 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>2 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p>
データの移行	受入管理業務	<p>提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に記述されていること。</p> <p>1 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>2 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>3 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p>
データの移行	目録管理業務	<p>提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に記述されていること。</p> <p>1 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>2 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>3 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p>
データの移行	窓口管理業務	<p>提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に記述されていること。</p> <p>1 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>2 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p> <p>3 仕様書において実現することができない場合には、その旨及び当該機能の代替する運用方法等が記述されていること。</p>
データの移行	相互貸借業務	<p>提案するシステムにより実現される機能が一覧で示され、かつ、仕様書に記述されていること。</p>

業務	4			
	調査相談業務	<p>提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	<p>書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	
システムの概要	<p>1 一般利用者検索等サービスシステムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方を考える。また、特長が明確かつ簡潔に記述されていること。 2 特長が明示されていること。 3 提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	<p>1 本格的な考え方を、特長が明確かつ簡潔に記述されていること。 2 特長が明示されていること。 3 提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	<p>1 提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	
一般利用者検索等サービスシステムの概要	<p>1 提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	<p>1 提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	<p>1 提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	<p>1 提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>

業務支援システム	システム			
	グループウェアシステム	<p>提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	<p>提案するシステムにより実現される機能が、一括で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必要な場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能</p>	
システムの運用	<p>図書館ネットワークシステムの運用に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。</p>	<p>図書館ネットワークシステムの運用に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。</p>	<p>図書館ネットワークシステムの運用に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。</p>	<p>図書館ネットワークシステムの運用に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。</p>
システムの保守	<p>図書館ネットワークシステムの保守に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。</p>	<p>図書館ネットワークシステムの保守に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。</p>	<p>図書館ネットワークシステムの保守に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。</p>	<p>図書館ネットワークシステムの保守に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。</p>
借入期間の満了後の対応	<p>借入期間の満了後の対応について、具体的に記述されていること。</p>	<p>借入期間の満了後の対応について、具体的に記述されていること。</p>	<p>借入期間の満了後の対応について、具体的に記述されていること。</p>	<p>借入期間の満了後の対応について、具体的に記述されていること。</p>
その他の提案	<p>保守管理に関して仕様に定めるもの以外の提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。</p>	<p>保守管理に関して仕様に定めるもの以外の提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。</p>	<p>保守管理に関して仕様に定めるもの以外の提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。</p>	<p>保守管理に関して仕様に定めるもの以外の提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。</p>

別表第二

判定の項目	判定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であり、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨がよく理解できるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。



公 告

平成二十三年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成二十三年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十三年五月十日

山 口 県 人 事 委 員 会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できません。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 概 要
行政	三十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察事務	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
（社会福祉（一般））	一人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
（社会福祉（心理））	一人程度	知事部局（主として土木建築部、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等））における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	五人程度	知事部局（主として土木建築部、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等））における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	二人程度	知事部局（主として総務部及び土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農 業	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における農業等に関する知識、技術の普及指導等の専門業務
林 業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における林業に関する知識、技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
畜 産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における畜産に関する知識、技術の普及指導等の専門業務
水 産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（水産事務所等）における水産に関する知識、技術の普及指導等の専門業務
電 気	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務

化 学

二人程度

知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務

衛生薬学

二人程度

知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

衛生監視

二人程度

知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十七年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者又は平成二年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業業者若しくは平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十四年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第九十七回薬剤師国家試験（平成二十四年三月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十四年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（電気試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

- (1) 筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

2 日時

平成二十三年六月二十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の1 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目一番八号 大阪経済大学B館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十三年七月三十日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十三年八月一日(月曜日)から同月九日(火曜日)までの間

で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかにかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十三年七月七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォ

メーシヨンプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(一) 最終合格者

平成二十三年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(二) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万六千八百九十円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十三年五月十日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十三年五月十日(火曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年六月三日までの消印のあるものに限ります。インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年五月十日(火曜日)午前九時から同日二十七日(金曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係 政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む) 社会学概論 社会心理学 一般心理学 社会調査
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む) 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む) 林業工学 林産一般 砂防工学
畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理学 畜産物利用学 畜産経営一般
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
電気	数学 物理学 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工学 情報通信工学
化学	数学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業 化学工学
衛生薬学	物理 化学 生物 衛生 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度
衛生監視	物理 化学 生物 衛生 応用微生物学 食品化学 食品貯蔵加工学 水産利用学 水産化学 畜産物利用学 獣医公衆衛生学

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政 三人程度		知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務

二 受験資格

(一) 昭和四十七年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者が受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の試験を行います。

(2) 論文試験

民間企業等での職務の経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。

2 日時

平成二十三年六月二十六日（日曜日）

- 3 場所
- | | |
|-------|-----------------|
| 試験室入室 | 午前九時三十分まで |
| 教養試験 | 午前十時から午後零時三十分まで |
| 論文試験 | 午後一時三十分から午後三時まで |

試験地	会場	場
山口市	山口市吉田一六七番地の一 山口大学吉田キャンパス	
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館	
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目二番八号 大阪経済大学B館	

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

日時 平成二十三年八月七日（日曜日）

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

論文試験 五〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十三年七月十四日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十三年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十万九千四百二十六円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十三年五月十日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十三年五月十日(火曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年六月三日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年五月十日(火曜日)午前九時から同月二十七日(金曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三-四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十三年度山口県保健師採用試験の実施

平成二十三年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

平成二十三年五月十日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	保健師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十七年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成二十四年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第九十八回保健師国家試験(平成二十四年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準

禁治産者

- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、地域看護学、疫学・保健統計（情報処理を含む）、保健福祉行政論とします。

2 日時

平成二十三年六月二十六日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の1 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目一番八号 大阪経済大学B館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十三年七月三十日（土曜日）

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十三年八月一日（月曜日）から同月九日（火曜日）までの間

で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十三年七月七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十三年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万四
百二十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手
当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十三年五月十日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一
番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場
合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を
貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横
二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を
明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十三年五月十日(火曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(日曜日及び

土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十三年六月三日までの消印のあるものに限りま

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十三年五月十日(火曜日)午前九時から同月二十七日(金曜日)午後五
時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三―四四
七四)に問い合わせてください。